

仕 様 書

- 1 業務の名称
県営発電施設 P F I 手法検討調査及び導入可能性調査業務
- 2 業務の目的
公営企業として、より一層の経営の効率化を進めていく観点から、県営発電施設（水力・風力・太陽光）の改修、管理運営について、民間の資金、経営能力等を活用する P F I 手法の検討調査及び導入可能性調査を実施する。
- 3 委託期間
契約締結日から平成 3 0 年 1 月 3 1 日まで
- 4 業務内容
 - (1) 県営発電施設 PFI 手法検討調査
別表の県営発電所 2 0 箇所（水力、風力、太陽光）について、有効な PFI 手法及び PFI 導入対象施設の範囲などの検討を行う。
 - ①前提条件の整理
 - 1) 関連上位計画（とっとり環境イニシアティブプラン、鳥取県企業局経営プラン）
 - 2) PFI 関連制度（内閣府ガイドライン等）
 - 3) これまでの検討経過の整理
 - 4) 企業局事業の経営分析（事業収支及び将来予測等）
 - 5) 現状把握と課題整理
 - ②検討対象施設（別表）の個別状況整理
 - 1) 各発電施設の施設状況（劣化度合い等）
 - 2) 各発電施設の個別収支
 - 3) 上記より想定される将来の収支予測
 - ③想定される事業手法の検討
 - 1) 想定される事業スキーム候補の設定
 - 2) 事業リスクに関する概括検討
 - ④ PFI 手法の導入対象施設の検討
 - 1) 全ての検討対象施設毎に VFM を概略算定
 - 2) PFI 手法の検討対象となる施設の選別
 - ⑤民間事業者に対する一次ヒアリングの実施
 - 1) 概括的な P F I 導入可能性の評価
 - 2) 望ましい事業手法に関する意見聴取
 - ⑥とりまとめ
 - 1) PFI 導入検討対象施設の選定
 - 2) 想定される事業手法の設定
 - 3) 検討課題及びスケジュールの検討
 - (2) 県営発電施設 PFI 手法導入可能性調査
県営発電施設 PFI 手法検討調査において検討された有効な PFI 手法により導入メリットが見込まれる施設について、導入実施に向けた可能性の調査・検討を行う。
（3 施設を想定しているが 4（1）の検討結果によっては、対象施設数を変更する。）
 - ①前提条件の整理
 - 1) 対象施設（3 施設を想定）における現状分析
 - 2) FIT 制度やエネルギー関連施策に関する動向の整理
 - 3) 類似参考事例の整理・分析
 - ②事業手法に関する検討
 - 1) 事業スキームの比較検討ケースの設定
 - 2) 各種事業条件及び想定業務範囲の設定
 - 3) リスク分担（案）の検討
 - ③事業収支シミュレーション
 - 1) 改修内容・改修費用の検討
 - 2) イニシャルコストの算定
 - 3) ランニングコストの算定
 - 4) 収入の算定
 - 5) 上記についての、PFI 手法導入による効果の算定（VFM 一次算定）

- ④民間事業者サウンディング
 - 1) 施設改修計画概要及び想定事業手法の整理
 - 2) 事業化に向けた条件・課題の抽出
 - 3) 参画意向の把握
- ⑤実施可能性の評価
 - 1) 従来手法と PFI 手法との定量比較評価（VFM 評価）
 - 2) 民間事業者サウンディング結果の精査
 - 3) 定量的・定性的・総合的な評価
- ⑥事業スケジュールの検討
 - 1) 事業実施スケジュール（公募手続き、庁内調整等）に関する検討、整理
- ⑦実施に向けた課題整理
 - 1) PFI 手法による事業実施に向けた検討すべき課題の整理

5 県営発電施設PFI手法導入可能性調査の実施条件

県営発電施設PFI手法導入可能性調査の実施に当たっては、県営発電施設PFI手法検討調査の結果をもとに、委託者において、PPP/PFI手法活用の適否を検討の上、適当と決定した場合に当該導入可能性調査を実施するものとする。

6 概ねのスケジュール

- 5月中旬 契約締結
- 7月上旬 県営発電施設PFI手法検討調査の結果報告
- 10月上旬 県営発電施設PFI手法導入可能性調査調査の中間報告
- 12月上旬 県営発電施設PFI手法導入可能性調査調査の結果報告
- 1月31日まで 成果物納品

7 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 照査及び報告書作成

業務内容について照査を行うと共に、検討結果を報告書としてとりまとめる。

9 成果物の提出（納入）

当業務の成果物の提出（納入）については、以下のとおりとする

- (1) 報告書 2部（A4版チューブファイル綴）（図面等含む）
- (2) 報告書原稿 一式（電子データ（正・副）：CD-R又はDVD-R）
- (3) 納入期限 平成30年1月31日まで

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、平成30年1月31日までに9の成果物の提出とともに完了報告書を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

11 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物の引き渡しにより全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。
- (3) 成果物の用途上、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

12 留意事項

- (1) 業務にあたっては、鳥取県企業局と十分協議の上、作業を進めることとし、適宜、進

- 抄状況を報告すること。
- (2) この業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受託者が行うこと。
 - (3) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

1 3 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に従事する者及び7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 委託者は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1 4 個人情報保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

1 5 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、この業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

1 6 合意管轄裁判所

この業務に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権などの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

1 7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受託者とが協議して決定するものとする。

(別 表)

鳥取県内企業局発電所一覧

平成29年1月1日現在

	発電所名	所在地	運転開始	出力 (kW)	H27 発電実績 (MWh)	備 考
力 発 電 所	小鹿第一 (おしかだいいち)	三朝町	S32.10.23	3,600	12,009	長期契約 リニューアル計画着手済
	小鹿第二 (おしかだいに)	三朝町	S33.4.30	5,200	22,754	長期契約 リニューアル計画着手済
	春米 (つくよね)	若桜町	S35.12.9	7,900	36,196	長期契約 リニューアル工事着手済 FIT認定済
	日野川第一 (ひのがわだいいち)	日野町	S43.1.30	4,300	16,474	長期契約
	佐治 (さじ)	佐治町	S58.4.1	5,000	18,137	長期契約
	新幡郷 (しんはたさと)	伯耆町	S63.9.30	9,200	38,320	長期契約
	加地 (かち)	若桜町	H8.8.2	1,100	3,985	長期契約 FIT
	袋川 (ふくろがわ)	鳥取市	H23.6.30	1,100	5,540	長期契約 FIT
	賀祥 (かしょう)	南部町	H25.9.2	260	1,472	FIT
	若松川 (わかまつがわ)	日南町	H28.3.2	150	53	FIT
	横瀬川 (よこせがわ)	智頭町	H28.9.2	198	—	FIT
		計		11ヶ所	38,008	154,940
太 陽 光 発 電 所	西部事務所	米子市	H25.5.2	200	226	FIT
	FAZ 倉庫(竹内団地)	境港市	H25.10.2	500	649	FIT
	東部事務所	鳥取市	H25.12.2	120	145	FIT
	鳥取放牧場	鳥取市	H27.1.5	100	109	FIT
	竹内西緑地	境港市	H27.3.2	1,250	1,825	FIT
	鳥取空港	鳥取市	H27.3.2	1,990	2,497	FIT
	天神浄化センター	湯梨浜町	H27.11.3	1,500	516	FIT
	境港中野	境港市	H28.2.2	1,000	218	FIT
	計		8ヶ所	6,660	6,185	
風 力	鳥取放牧場	鳥取市	H17.12.1	1,000 × 3基	4,280	長期契約 FIT
	計		1ヶ所	3,000	4,280	
	総合計		20ヶ所	47,668	165,405	

※ FIT：固定価格買取制度（FIT制度）による売電
 長期契約：中国電力との長期の電力需給契約

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受託者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受託者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この調達に係る業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受託者は、この調達に係る業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受託者は、この調達に係る業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受託者は、この調達に係る業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受託者は、この調達に係る業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、委託者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 委託者は、受託者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。